

保護者の皆様へ

就学相談中に係る「通学区域緩和制度」の考え方について（ご案内）

町田市では、住所で定められた通学区域の小学校（就学指定校）以外の学校を希望できる制度（通学区域緩和制度）があります。例年、8月下旬に申請書類がご家庭に届き、10月上旬頃を締切として申請の受付を行っていきませんが、相談会の日程（または相談会所見のお知らせ等）が、この申請の締切後となる場合があります。

そのため、通学区域緩和制度を希望される場合は以下の点にご留意の上、期限厳守で申請いただきますようお願いいたします。

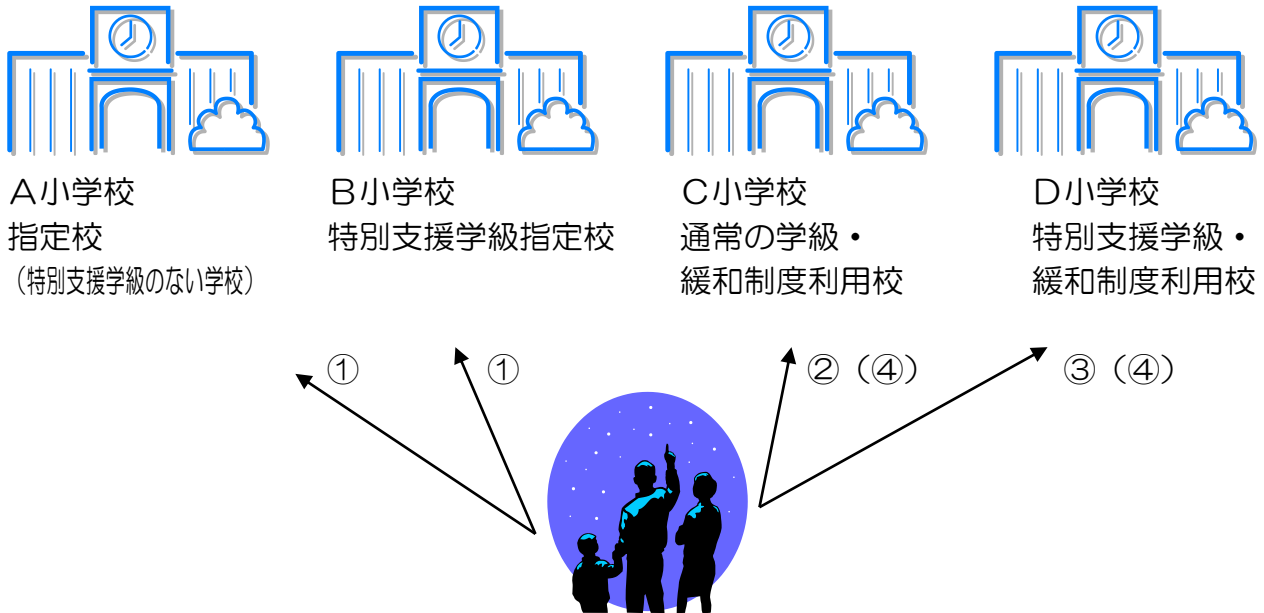
- ① 通学区域緩和制度の締切後は、いかなる理由があっても申請を受け付けることはできません。
- ② 「就学相談の結果次第で通学区域緩和制度を希望するかもしれない」または「就学相談の結果を受けた後に就学指定校以外に選べる学校の候補先を、予め増やしておきたい」というような場合は、就学相談の進捗状況によらず、通学区域緩和制度を締切厳守で申請していただく必要があります。
- ③ 通学区域緩和制度の申請は、「通常の学級」の希望と「特別支援学級（固定制）」の希望の、どちらか一方または両方で申請することができます。
- ④ 通学区域緩和制度が認められた場合でも、申請を辞退することができます。その場合、就学先は住所で定められた通学区域の学校（就学指定校）になります。ただし、申請の締切後に、新たに就学指定校以外の学校への選択・変更はできません。
- ⑤ 学校施設、生徒数の増加等を勘案した結果、受入枠を設定しない学校もあります。また、通常の学級については受入枠を超える申請があった場合は抽選になります。
- ⑥ 小学校の通常の学級については、希望できる学校の範囲に定めがあります。詳しくは8月下旬に届く案内をご確認ください。

※通常の学級の通学区域緩和制度について詳しくは、
学務課（TEL 042-724-2176、FAX 050-3161-7996）
にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒194-0036 町田市木曽東3-1-3
町田市教育委員会 教育センター就学相談担当
電話 042(793)3057
FAX 042(791)0359

(例) 住所で定められた通学区域のA校は特別支援学級の置かれていない学校であり、特別支援学級の指定先としてはB校である場合



- ①通常の学級への就学であれば就学指定校のA校に就学する、または特別支援学級への就学であれば特別支援学級の指定校であるB校に就学する。
→この場合は、通学区域緩和制度の申請をする必要はありません。
- ②通常の学級への就学について就学指定校のA校の外にC校への就学も選択肢として加えておきたい。
→C校（通常の学級）への通学区域緩和制度の申請が必要です。
- ③特別支援学級への就学について特別支援学級の指定校であるB校の外にD校への就学も選択肢として加えておきたい。
→D校（特別支援学級）への通学区域緩和制度の申請が必要です。
- ④通常の学級への就学について就学指定校のA校の外にC校への就学も選択肢として加えておきたいし、特別支援学級への就学についても特別支援学級の指定校であるB校の外にD校への就学も選択肢として加えておきたい。
→C校（通常の学級）及びD校（特別支援学級）への通学区域緩和制度の申請が必要です。

※ お子さまにとっての特別支援学級の指定校（この例に示すB校）の確認等、ご不明な点はお問い合わせください。（教育センター就学相談担当）